



島根県報

平成30年6月22日（金）

第3,016号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
解除予定保安林	（ " ）	3
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（ " ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	4

告 示**島根県告示第445号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社荘苑コーポレーション	訪問介護	ヘルパーステーション そうえん	浜田市相生町4219-1	平成30年 6 月12日

島根県告示第446号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町都茂3755

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

美都町都茂3755（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第447号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町池田字榎原2705、2706、2707

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第448号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町鱒淵3449-21（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第449号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町宇治8-1、9-1、9-2、10、11-1、663-4、664-1、666-7、666-8、666-10、666-11、667-1、667-6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

加茂町宇治667-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第450号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町延野78-2、78-4、291-2、292-2、333-1、333-11、625、626、634-2、688-12、688-19、688-23、688-24、723-1、723-15

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加茂町延野78-2・78-4・291-2・292-2・625・626・688-12・688-19・688-23・688-24（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、333-1、333-11、634-2、723-1、723-15

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町延野624、640、641-1、641-2、679-2、681-10、696、697-1、697-2、728、729、730-4、757

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成30年 6 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

[1 F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) アクシス島根支店	島根県浜田市殿町83-217	新田 登信
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
大浴 三郎	島根県浜田市西村町333-1	
赤松 政豊	島根県浜田市長沢町172-6	

[2 F]

(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19-4	野中 正人
(株) かみのや (K' s s e l e c t)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
洲脇 之徳	島根県浜田市田町1584	
(株) かみのや (E u r e k a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) かみのや (k a m i n o y a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦

[3 F]

(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二
(株) かみのや (L y r i c)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) アニー (スタジオアニー)	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
(株) アニー (デジ急)	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美

(変更後)

[1 F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) アクシス島根支店	島根県浜田市殿町83-217	新田 登信
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
大浴 三郎	島根県浜田市西村町333-1	
赤松 政豊	島根県浜田市長沢町172-6	

[2 F]

(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19-4	北島 常好
(株) かみのや (K' s s e l e c t)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
洲脇 之徳	島根県浜田市田町1584	
(株) かみのや (E u r e k a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) かみのや (k a m i n o y a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
[3F]		
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 靖二
(株) かみのや (L y r i c)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) アニー (スタジオアニー)	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
(株) アニー (デジ急)	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美

(4) 変更の年月日

平成30年3月1日：株式会社しまむらが代表者を変更

2 届出年月日

平成30年6月13日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。